

令和2年度

# 事業計画書

社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会

# 令和 2 年度 社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会事業計画

## ◎ 令和 2 年度の基本方針

超少子高齢化等、社会構造の変化に伴い、家族内での見守り、支え合いや子育て、介護機能等の低下傾向が継続しています。この傾向が、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、子育て世帯、生活困窮者世帯等が有する福祉課題につながると共に、その課題から求められる福祉ニーズが複合化・多様化する現状にも反映されています。

福祉課題を有する市民が、地域で孤立することなく暮らしを継続していくためには、適切な公的サービスの提供や地域の支え合い等、社会的な仕組み作りが不可欠です。そのための視点として、個人・個別の支援から世帯全体への支援、個別事業者による単体のサービス提供から各機関・多職種連携による包括的支援、地域福祉への市民参画がより重要であると考えられます。

こうした課題へ向き合うため、各種制度・サービスの充実と制度や人と人、様々な社会資源がつながることで実効性のある支援を目指す『地域包括ケア』の推進、住民の一人ひとりが、暮らしや生きがいを共に創り高め合っていく地域づくりが求められます。

上記を踏まえ、令和 2 年度については、重点的取組みとして、豊橋市地域福祉活動計画〔第 2 期〕とボランティア関連事業をより実践的・具体的に示したボランティア活動推進計画〔第 4 版〕の策定、多様な機関が協働する体制の具体化を目指す包括的な相談支援体制の構築に注力し、重点事業としては 6 つの項目を展開します。

## ◎ 令和 2 年度の重点的取組み

### 1. 豊橋市地域福祉活動計画〔第 2 期〕の策定

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり推進の課題、方向性を明確にし、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年間に展開していく地域福祉活動計画について、豊橋市の策定する豊橋市地域福祉計画との連携を始め、様々な関係団体・組織と協働して策定を進めます。

### 2. ボランティア活動推進計画〔第 4 版〕

地域福祉の推進に不可欠な市民参加やノーマライゼーションのまちづくりに寄与するボランティア事業について、地域福祉活動計画と連動し効果的な展開ができるよう 5 か年（令和 3 年度から令和 7 年度）計画を策定します。

### 3. 包括的な相談支援体制の構築

平成 30 年度より、本会独自の取組みとして実施してきた本事業について、令和 2 年度より豊橋市の委託事業となり相談支援包括化推進員を配置します。これまでの取組みの成果・課題を活かした体制整備をより具体的に進めます。

## ◎ 令和2年度の重点事業

地域福祉の推進に資するよう、本会各部門の役割に基づき次の6つを重点事業とします。

特に、地域包括ケアの推進においては、多職種連携の重要性を踏まえ、介護支援専門員等福祉専門職に対し、茶話会や研修会において医療と福祉の連携に資する機会を積極的に提供します。

1. 地域包括ケアの推進
2. 介護予防事業の実施
3. ボランティア活動の振興・福祉教育の推進・福祉人材の育成
4. 子育て支援
5. 在宅福祉サービスの提供
6. 避難行動要支援者支援体制の構築

## 1. 地域包括ケアの推進

高齢者等の在宅での自立した生活を支援するために地域のネットワークを強化し、見守り活動や権利擁護、虐待の予防・防止に取り組み、地域包括ケアを確立するため、次の事業を実施します。

### (1) 包括的な相談支援体制の構築

福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、各相談機関のネットワーク会議を通して、複合的な課題に対する包括的な支援体制の整備を進めます。

### (2) 地域包括支援センターの運営

高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う中核機関である基幹型地域包括支援センター3ヶ所（中央、東部、南部）の運営を豊橋市より受託し、「地域包括ケア」を推進していきます。

#### ① 認知症座談会（年6回）の開催

専門医と介護者の座談会を開催し、認知症に対する理解を深めると共に、悩みや日頃の苦勞について話し合うことでリフレッシュしていただき、より良い介護につながります。

#### ② 認知症サポーター養成講座の開催

認知症の方やその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症サポーター養成講座を積極的に開催します。

#### ③ 介護予防普及啓発の実施

自治会、老人クラブ、居場所を始め、市民に認知症に関する啓発、介護保険制度や介護予防のための出前講座等を開催します。

#### ④ 介護予防ケアマネジメント業務の実施

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）対象者、要支援認定を受けた利用者に対して、要介護状態になることを予防するため、必要に応じた介護予防ケアマネジメントを行います。

#### ⑤ 地域ケア会議の開催

医療や介護の職員、行政職員、民生委員や自治会等と協働し、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、地域課題の発見や必要な社会資源について検討し、地域福祉活動を進めます。

#### ⑥ 広域的な地域ケア会議の開催

地域ケア会議で検討された地域課題について地域型地域包括支援センターと課題の整理を行い、地域づくりや資源開発への取り組みについての検討や居場所等支え合い活動の把握を進めます。

#### ⑦ 地域型地域包括支援センター（15ヶ所）の支援

#### ⑧ 介護支援専門員の資質向上のための研修会の実施

⑨ 介護支援専門員への支援

地域の介護支援専門員に対する個別相談に応じ、主任介護支援専門員によるケアプランの作成指導やサービス担当者会議の開催支援など、専門的見地から個別指導、相談への対応を行います。また、介護支援専門員が抱える支援困難事例について、必要に応じて地域包括支援センターの他の職種や地域の関係者、関係機関との連携の下で具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

⑩ 総合相談支援・権利擁護業務の実施

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、サービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行うとともに、必要に応じて個別の支援計画を策定するなど継続的・専門的な相談支援を行います。特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、成年後見制度の活用や虐待防止のための適切な対応を図ります。

(3) 高齢者虐待防止ネットワーク事業

豊橋市からの委託を受け、高齢者の虐待防止を目的とする連絡会を設置し、広く市民に対して啓発活動を展開するとともに、福祉関係者等のネットワークによる被虐待者の早期発見と支援を展開します。

① 運営委員会の設置

医師、弁護士、民生委員、人権擁護委員、警察、介護サービス事業者、行政機関等による委員会を設置し、虐待防止のための方針や方策について協議します。

② コアメンバー会議・ネットワークミーティングの開催

地域住民や民生委員、サービス提供機関、介護支援専門員等からの相談・通報に対し、速やかに事実確認を行い、長寿介護課とコアメンバー会議を開催して虐待の有無・緊急性を判断します。また必要に応じて専門職・関係者によるネットワークミーティングを開催して、介入や見守り等の援助を行います。

③ 高齢者虐待状況調査の実施

市内の居宅介護支援事業所、地域包括支援センターにおける全ての利用者（プラン作成者）について「高齢者虐待チェックリスト」を作成し、チェック項目に該当するケースについては訪問調査等による確認作業を実施して、虐待の疑いがあるケースの早期発見に取り組みます。状況調査であきらかとなった個々の虐待ケースについては、関係機関と協力して援助活動を実施します。

④ 相談窓口紹介パンフレットの作成

地域住民や民生委員、介護サービス事業者等に対し、高齢者虐待についての相談窓口となる行政機関や地域包括支援センターの周知を図っていきます。

⑤ 講演会、研修会の実施

高齢者虐待の防止及び早期発見、早期通報のための講演会や研修会を開催します。

#### (4) 地域包括支援センター認知症地域支援推進員の配置

豊橋市からの委託を受けて、各基幹型地域包括支援センターに認知症担当者（3名）を配置し、認知症に関する広報や啓発活動を行います。また「豊橋市認知症おかえりネットワーク事業」「認知症サポーター養成講座」等の企画・運営を行うとともに、医療機関等との連携により若年性認知症を含めた認知症に関する相談、援助、紹介等を行います。

##### ① 適切な医療・介護につなげられる仕組みづくり

認知症疾患医療センター他医療機関と連携、協力して、認知症高齢者とその家族を支援します。

##### ② 認知症による高齢者の行方不明の再発防止に向けた取組み

行方不明になった高齢者に対し家族の了解のもと、認知症地域支援推進員が担当の介護支援専門員と訪問し、状況の把握や今後の対策について一緒に検討します。また地域型地域包括支援センターと連携を図り、地域に対して理解と協力を啓発します。

##### ③ 医療と介護の連携強化のための研修会の実施

##### ④ 地域型地域包括支援センター（15ヶ所）との連携

#### (5) 豊橋市認知症おかえりネットワーク（豊橋おかえりネット）事業

在宅で生活する認知症高齢者が大幅に増加することが見込まれる中、一人暮らしや日中独居の認知症高齢者に対する支援や見守りが必要です。警察や消防、行政機関、福祉関係者だけでなく、医療機関や公共交通機関を始めとして、広く市民の理解や協力を得ることで、認知症高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができる環境を目指す「豊橋市認知症おかえりネットワーク（豊橋おかえりネット）事業」に取り組みます。

##### ① 豊橋おかえりネット登録カードの作成

認知症による行方不明の恐れがある高齢者やその家族に対し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員が働きかけて、事前に登録カードを作成し、行方不明発生時の緊急対応に備えるとともに、関係者や近隣による見守り体制づくりに取り組みます。

##### ② 市民や家族等への周知啓発

「豊橋おかえりネット」の協力を依頼された場合に、事前に登録された協力関係機関や協力者に対し、豊橋ほっとメールを活用して発見活動への協力を依頼します。市民の参加による高齢者等の早期発見のシステム構築、地域における見守り支援の強化のため、認知症高齢者等の家族や市民に対して事業の周知啓発を図ります。

##### ③ 「認知症サポーター養成講座」の開催

認知症の方やその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して「認知症サポーター養成講座」を開催するとともに、修了者に対して「豊橋おかえりネット」の協力者として登録していただくように働きかけます。

(6) 介護離職者支援事業「目指せ！介護離職ゼロ」

企業の従業員等を対象に、福祉制度や介護、認知症等の理解を深める「介護離職防止出前講座」のプログラムを提供します。

(7) 介護保険関係事業者等連絡会の運営

居宅介護支援事業所並びにサービス事業者等の連絡会を運営し、介護保険関連情報の周知や従事者研修を行うことで介護保険事業の円滑な運営を支援し、介護サービスの質の向上を図ります。また、各関係機関・団体との連携を図ります。

- ① 全体会（年3回）、運営委員会（年5回）の開催
- ② 介護支援専門員研修交流会の開催
- ③ 福祉用具・住宅改修事業者交流会の開催
- ④ その他講演会・研修会の開催
- ⑤ 事業者ガイドブックの作成・配布
- ⑥ 行政、豊橋市医師会、豊橋市歯科医師会、豊橋市薬剤師会、東三河ほいっぷネットワーク等関係機関・団体との連携

(8) 豊橋市成年後見支援センターの運営

豊橋市からの委託を受けて、成年後見制度に関する相談業務、親族後見人への支援、法人後見の受任に伴う後見業務を行うセンターを設置し、判断能力が不十分な認知症高齢者や障害者等の支援を行います。

また、制度利用の推進を図るため、市民や関係者を対象とした講座を開催する等の広報啓発業務を行います。

(9) 日常生活自立支援事業の実施〔福祉サービス利用援助事業〕

日常生活自立支援事業を愛知県社会福祉協議会から受託し、本人の判断能力が十分でないため、日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の福祉サービスの利用に関する相談・助言・申請手続・費用の支払い等、一連の援助を行います。

(10) 地域たすけあい事業の実施

ひとり暮らし高齢者等を対象にした、住民参加による見守り・たすけあい体制確立のための活動を、市内全域で積極的に展開していきます。

- ① 民生委員児童委員との連携の強化
- ② ひとり暮らし高齢者、障害者等の福祉カルテの作成、整備
- ③ 見守りボランティアの育成
- ④ 地域のたすけあい、見守り活動の啓発、推進
- ⑤ 見守りボランティアによる災害時安否確認協力啓発
- ⑥ 校区社会福祉協議会の育成、指導（市内10校区）

### (11) 地域福祉サービスセンター事業の実施

福祉相談窓口を一元化して相談・調整機能を強化するとともに、福祉カルテを作成し、福祉情報の提供や継続的な支援活動を実施し、地域福祉の推進に努めます。

- ① 総合福祉相談の実施
- ② 福祉カルテの作成、登録

### (12) 相談事業の実施

市民の悩みごとや困りごと等の相談や、法律問題、健康、福祉、介護等の専門的な相談についての窓口を設置し、必要に応じて適切な専門機関を紹介したり、問題解決のために必要なサービスにつなげるための助言、援助を行います。

- ① 心配ごと相談 毎週火～金曜日  
(総合福祉センター、つつじが丘・大清水・牟呂地域福祉センター 各1回)
- ② 無料法律相談 毎月1回(つつじが丘地域福祉センター)  
隔月1回(大清水地域福祉センター、牟呂地域福祉センター)
- ③ 福祉相談 毎週月～金曜日(総合福祉センター)

### (13) 福祉資金の貸付等

#### ① 生活福祉資金貸付事業相談員の配置

経済的に困窮している世帯の生活を再建するために、愛知県社会福祉協議会の委託を受け、生活福祉資金貸付事業専任の相談員を配置することで、セーフティネットとしての生活保護制度や雇用対策事業と連携しながら、生活福祉資金の貸付及び償還指導を行い、世帯の自立更生を支援していきます。

#### ② 生活福祉資金の貸付

民生委員児童委員と協働して、借受世帯に対して生活援助活動を実施することによって、要援護世帯の自立を支援します。また、失業によって生活の維持が困難となった世帯に対する「総合支援資金」や低所得の高齢者世帯に対する不動産を担保にした「不動産担保型生活資金」、緊急かつ一時的な資金需要のための「緊急小口資金」など、多様なニーズに対応した資金の貸付を行います。

- 1) 総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)の貸付
- 2) 福祉費の貸付
- 3) 教育支援資金や不動産担保型生活資金の貸付
- 4) 緊急小口資金の貸付
- 5) 臨時特例つなぎ資金の貸付

経済的・社会的基盤の不安定な低所得世帯等に対し、低利又は無利子で福祉資金の貸付を行い、償還指導や生活援助活動を通して世帯の安定と自立を図ります。

#### ③ 豊橋市生活資金一時貸付

低所得世帯の緊急かつ一時的に必要な生活資金を3ヶ月間無利子で貸し付けます。



- ④ 災害見舞金の支給  
火事等の災害に遭われた世帯に対し、見舞金を支給します。

#### (14) 生活困窮者支援・子どもの貧困対策に向けた取り組み

- ① 生活困窮者自立相談支援事業  
生活困窮者自立支援法に基づき、必要に応じた情報提供やアドバイスを行い、自立に向けた支援計画を策定します。
- ② 学生服リユース事業  
子どもの成長や卒業で不要となった市内公立中学校の学生服、体操服等を提供いただき、生活困窮やひとり親等の世帯に提供し、世帯の経済的負担軽減を図ります。

#### (15) 民生委員児童委員活動の推進協力

豊橋市民生委員児童委員協議会が進める活動の推進に積極的に協力するとともに、地域福祉推進の主体として、ともに連携して地域の福祉活動やネットワークづくりに取り組んでいきます。

- ① 民生委員児童委員協議会の運営支援、助成
- ② 民生委員児童委員活動研修会の開催
- ③ モデル民協の指定による民協活動の活性化（2地区）
- ④ 子育て支援事業の実施協力、助成
- ⑤ 障害者諸団体役員合同研究会の開催
- ⑥ 民生児童福祉名簿及び福祉票の整備充実
- ⑦ 全国民生委員互助共励事業の取り扱い
- ⑧ 関係図書、資料等の斡旋・頒布
- ⑨ 民生委員研修の実施協力
- ⑩ 地区民協活動との連携強化

## 2. 介護予防事業の実施

高齢者の健やかな生活を支えるために、地域住民や老人クラブ、ボランティアの参加協力を得て、インフォーマルな介護予防サービスとして、次の事業を実施します。

#### (1) 「笑って元気！」の開催（計6回）

本会のボランティアセンター及び地域包括支援センターが自治会や民生委員、老人クラブの協力を得てスクリーニングを実施し、身体的な機能の低下がみられる高齢者に対して、ボランティアの協力により、レクリエーションを中心とした介護予防教室（全10回）を開催し、運動機能の保持、向上を図ります。

また、スクリーニングにより把握した総合事業対象者に対しては、必要に応じて地域包括支援センター保健師等が介護予防支援のための訪問活動を行います。

## (2) 介護予防サロンの設置（40サロン）

「笑って元気！」の修了者を中心に、高齢者の生きがいづくりや介護予防、閉じこもり防止の観点から地域における交流の輪を広げていきます。

・開設場所…総合福祉センター、地域福祉センター（4ヶ所）、校区市民館等

## (3) 介護予防「脳の健康教室」（年2回、5ヶ所）

70歳以上の高齢者を対象に、学習サポーターとともに週1回、楽しくコミュニケーションをとりながら、簡単な読み書きや計算を中心とする教材を使用した学習を5ヶ月間行い、脳機能の維持・向上を図ります。（※残り6日間は自宅で学習）

・開設場所…総合福祉センター、地域福祉センター（4ヶ所）

## 3. ボランティア活動の振興・福祉教育の推進・福祉人材の育成

市民参加による福祉のまちづくりを推進するためボランティアセンターを運営し、ボランティア活動の振興を図るとともに、次代を担う福祉人材を育成するために、次の事業を実施します。

### (1) ボラントピア事業の継続推進

ボランティア活動推進のための各種ボランティア養成研修事業の実施やボランティア活動に関する調査研究・広報啓発活動、ボランティアセンターの機能強化など事業の一層の充実を図り「心豊かな福祉のまち豊橋」づくりを推進していきます。

#### ① ボランティアセンターの設置運営（総合福祉センター2階）

ボランティアについての相談・登録・斡旋・紹介・養成・情報の提供

（開館時間…毎週火～日曜日、午前9時～午後9時、祝日対応）

#### ② ボランティアコーディネーターの配置（6名）

#### ③ ボランティア活動推進計画(第3版)に基づく事業の実施

#### ④ ボランティアセンター運営委員会の開催(年3回)

#### ⑤ 各種ボランティア養成講座の開催

障害者の社会参加や情報伝達を支援する福祉ボランティアや福祉のまちづくりの担い手を育成するために、ボランティア養成講座を開催します。

1) 手話体験講習会（年4回）

2) 手話入門・基礎講習会（全45回）

3) 要約筆記入門講座（全6回）

4) 点訳ボランティア養成講座（昼の部…全16回、夜の部…全16回）

5) 福祉レクリエーションボランティアセミナー（全6回）

6) 視覚障害者ガイドヘルプボランティア講習会（全2回）

7) 肢体不自由者ガイドヘルプボランティア講習会（全2回）

8) あなたの声でボランティア!音訳入門講座（全10回）

9) 聴いて寄り添う!傾聴ボランティア講座（全3回）

- 10) ボランティアはじめの一步セミナー（年1回）
- 11) ボランティアグループ運営研修会（年1回）
- 12) 知的障害者サポートボランティア講習会（年1回）
- 13) 地域で活躍!!レクリエーションリーダー講座（年2回・各全6回）
- 14) 支え合い活動等支援講座（全2回）

支え合い活動等の立ち上げや活動者の資質向上に関わる研修を実施します。

- ⑥ 東三河市民活動情報サイトどすごいネットへの参画
- ⑦ ボランティア活動支援事業の実施  
ボランティア活動を支援するために、ボランティアグループが行う研修会や講演会等の自主事業や活動用器材の整備に対し、助成金を交付します。
- ⑧ ボランティア行事用保険の取り扱い、ボランティア活動保険の取り扱い・助成
- ⑨ ボランティア活動用器材の貸出（液晶プロジェクター、行事用テント等）
- ⑩ 図書ライブラリー、ビデオライブラリーの運営
- ⑪ ボランティア用書庫、ロッカー、メールボックスの貸出
- ⑫ ポスター、パンフレットの作成・配布
- ⑬ 施設ボランティア受入担当者連絡会の開催
- ⑭ 大学、専門学校との連携による学生のボランティア参加の促進

## (2) とよはしボランティアネットワークの運営

福祉関係のボランティアのみならず、市内の様々な分野のボランティアグループの活動を支援し、市民の主体的参加と協働を促進するとともに、有機的なネットワークを構築し、充実したボランティア活動が実践できるような体制の整備に努めます。

- ① 事業企画、情報交換のための連絡会の開催（毎月）
- ② 年次集会の開催
- ③ 交流・レベルアップ・活動周知に関わる集いの開催
- ④ ボランティアグループ紹介冊子の作成
- ⑤ ネットワーク通信の発行（毎月）

## (3) ボランティアホームページ（「ボランティアの扉」）の運営

ボランティアグループの連携強化、一般市民への情報提供を目的にホームページを運営します。特に、講座や活動紹介に動画を活用するなど、わかりやすい情報発信に努めます。

（アドレス <http://www.toyohashi-shakyo.or.jp/wordpress/tobila/>）

## (4) ソーシャルメディアを活用した情報提供

各種ボランティア情報について、ソーシャルメディア(LINE)を活用し、より効果的に提供します。また、You Tube を活用した動画配信サービスにも取り組みます。

## (5) 福祉教育の推進

市内の小・中・高等学校を社会福祉協力校等に委嘱し、福祉教育の研究・実践を通して児童・生徒の健やかな成長を促し、思いやりのある福祉の心を育成します。また、教職員に対して福祉学習に関する情報を提供していきます。

- ① 社会福祉協力校等の委嘱、事業の助成
  - 1) 協力校 小学校… 3校、中学校… 3校
  - 2) 研究校 小学校… 1校、中学校… 2校
- ② 社会福祉協力校等の委嘱終了校に対するフォロー事業
- ③ 福祉実践教室の開催、助成

社会福祉協力校や研究校を中心に、手話や点字、ガイドヘルプ、車いすの使用方法等の体験学習や障害者を理解するための講演会、福祉施設の訪問等を行います。
- ④ 認知症等を中心とした高齢者理解を進めるプログラムの実施
- ⑤ 「ほっと！すてっぷ／福祉学習プログラムの効果的な活用のために」の作成・配布
- ⑥ 福祉ボランティアQ&Aガイドの作成
- ⑦ 小学生のためのボランティア体験学習の実施
- ⑧ 青少年等ボランティア福祉体験学習事業の実施
- ⑨ 高校生ボランティア表彰の実施
- ⑩ 福祉啓発ポスター「きっずぼらんていあ」の作成（年2回、小中高等学校に配布）
- ⑪ 高齢者疑似体験セットの貸出
- ⑫ 福祉教育推進のための連絡会の開催
- ⑬ 「福祉施設エリアガイド(児童・生徒向け)」の作成・配布
- ⑭ 「まずは体験！入門！身近な施設でボランティア(一般向け)」の作成・配布

## (6) 福祉人材バンク事業の実施

福祉関係従事者の確保を目的とした福祉人材バンク事業を実施し、愛知県福祉人材センターと連携をとりつつ無料職業紹介事業を行うとともに、社会福祉施設や福祉の仕事に関する理解を深めるための事業を展開します。また、キャリア支援専門員を設置することでハローワークや求人施設等との連携を深め、福祉人材の確保と定着を図ります。

- ① 福祉人材無料職業紹介事業の実施（求人・求職の登録、斡旋、紹介）
- ② 福祉講演会の実施（年1回）
- ③ 施設職員レクリエーション講座の開催（全6回）
- ④ 福祉・介護の就職総合フェアの開催
- ⑤ 市内社会福祉施設紹介冊子（「施設のあらまし」）の作成
- ⑥ 就職ガイドブック（「福祉ワークとよはし」）の作成
- ⑦ 就職説明会への協力（愛知県福祉人材センター主催）
- ⑧ 社会福祉施設との協働活動の促進
- ⑨ COOLシステムの運営  
（中央福祉人材センター、県福祉人材センターとの情報ネットワーク）

- ⑩ インターネット職業紹介事業（ホームページ「福祉のお仕事」）の実施
- ⑪ キャリア支援専門員の配置  
（ハローワーク巡回相談、求人施設等への訪問による人材確保並びに定着支援）
- ⑫ 潜在介護福祉士等の職場復帰支援プログラム  
離職した介護福祉士等有資格者を対象に、職場復帰に向けたプログラムと施設実習等の機会を提供し、福祉人材の確保を推進します。

#### 4. 子育て支援

地域の中で安心して子育てができる環境をつくるため、ファミリーサポートセンターを設置し、次の事業を実施します。

##### (1) ファミリーサポートセンターの運営〔仕事と育児両立支援特別援助事業〕

会員相互の助け合いを基盤としたファミリーサポートセンターを豊橋市より受託運営し、仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりに取り組んでいきます。

- ① 会員講習会（年4回）  
会員が安心して援助活動を行えるように、臨床心理士や保健師、救急救命士、栄養士等の講師による講習会を開催します。
- ② 救命講習会（年3回）
- ③ フォローアップ講習会（年2回）
- ④ 両方・援助会員のための「スキルアップ講座」（年1回）
- ⑤ 会員交流会（年1回）
- ⑥ ミニ交流会（年1回）
- ⑦ 連絡調整会議（年2回）
- ⑧ 広報紙「子育てサポート」の発行（年1回）
- ⑨ 「センターだより」の発行（年3回）
- ⑩ ソーシャルメディア(LINE)による情報発信

##### (2) つどいの広場事業の実施

豊橋市から受託運営し、主に乳幼児（0歳から3歳）を持つ子育て中の親子が気軽に集うことができる広場（スペース）を設置することにより、「密室育児」による孤立感、閉塞感を解消するとともに、子育て・悩み相談や育児に関する情報提供等、子育て支援のための事業を実施します。

- ・ 開設場所…総合福祉センター3階「児童室」  
開設日…週3日（月・木・金曜日）、午前10時から午後3時
- ・ 開設場所…牟呂地域福祉センター1階「児童室」  
開設日…週3日（火・水・木曜日）、午前10時から午後3時

- ・ 開設場所…アイプラザ豊橋3階「多目的室4」  
開設日…週3日（火・水・木曜日）、午前10時から午後3時
- ① 専門相談（月1回）  
歯科衛生士、保健師、保育士、管理栄養士による相談を定期的に行い、子育てを支援します。
- ② 特別講座（年1回）  
乳幼児の心と体を健やかに育むためにアドバイスを中心とした講座を開催します。
- ③ ミニ講座（月1回）  
親子ふれあいや育児に関する知識を高める講座を開催します。
- ④ ソーシャルメディア(LINE)による情報発信

## 5. 在宅福祉サービスの提供

高齢者や障害者が住みなれた地域の中で安心して健やかな生活ができるように、また家族の介護負担を軽減するために、次の事業を実施します。

### (1) 介護保険事業の実施

居宅介護支援事業や各種指定居宅サービス事業を実施し、介護を必要とする世帯を支援し、在宅福祉の充実を図ります。

- ① 居宅介護支援事業 3事業所（中部、東部、南部）／居宅介護計画の作成等
- ② 訪問介護事業 2事業所（中部・東部）／訪問介護サービスの提供
- ③ 訪問入浴介護事業・東部指定訪問入浴介護事業所／訪問入浴介護サービスの提供
- ④ 通所介護事業・南部デイサービスセンター／通所介護サービスの提供

### (2) 障害福祉サービスの提供

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人が地域で安心して暮らせるために、障害者総合支援法に基づく居宅介護（ホームヘルプ）や移動支援、訪問入浴のサービスを提供します。また、支援プランの作成や調整を行う相談支援事業（一般・特定・障害児相談支援事業）を実施します。

### (3) 介護認定訪問調査業務の受託

介護保険制度における要介護認定作業の中核となる訪問調査業務を豊橋市より受託します。

## 6. 避難行動要支援者支援体制の構築

災害時に高齢者や障害者等の支援を行うための体制を構築するために、次の事業を実施します。

### (1) 災害時の支援活動

地震等の大規模災害に備え、避難行動要支援者の把握や災害ボランティアコーディネーターの育成や研修を行います。また、豊橋市との連携を強化し、災害時の避難行動要支援者支援体制を整備していきます。

- ① 災害活動支援推進計画（第5版）に基づく事業の実施
- ② 災害ボランティアコーディネーター養成講座（全2回）〔市と共催〕
- ③ 災害ボランティアコーディネーターレベルアップ講座（全1回）〔市と共催〕  
災害時を想定して、災害ボランティアコーディネーターが他地域から駆けつけたボランティアを受け入れるための訓練・研修を実施します。
- ④ 災害ボランティアコーディネーター連絡会の開催〔市と共催〕
- ⑤ 豊橋市総合防災訓練への参加  
災害ボランティアコーディネーターが参加し、避難行動要支援者への対応や支援のあり方、コーディネートについての訓練を行います。
- ⑥ 東三河ブロック社会福祉協議会災害担当者連絡会の開催  
（東三河5市の輪番で開催）
- ⑦ 災害時緊急支援用システムの整備  
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害者世帯をデータベース化し、被災時における支援活動を情報面でサポートするシステムを随時更新していきます。

### (2) 災害時事業継続計画に基づく事業の実施

豊橋市全域の被災が予想されるような大規模地震を始め、竜巻風水害等局地的な被害が想定されるさまざまな災害に備えるために作成した災害時事業継続計画に基づき取組みを進めます。

- ① 災害時個別援助計画の作成  
在宅福祉サービス利用者を対象に、災害時リスクアセスメントを実施します。これにより災害に関する情報を一元的に把握し、平常時より支援チーム内で情報を共有します。
- ② 安否確認の協力  
発災後の利用者の安否確認のための体制整備を進めます。

## ◎ 一般事業推進計画

### 1. 児童・母子福祉事業の実施

次代を担う児童・青少年の健やかな成長のために児童・母子福祉事業の一層の充実に取り組めます。

- (1) 母子福祉会への助成及び関連行事への協力
- (2) 保育協会、幼稚園協会への助成
- (3) 母子・父子世帯児童新入進学祝品の贈呈
- (4) 児童福祉週間行事等の実施協力
- (5) こどもの遊び場の整備（14ヶ所）
- (6) 保育所遊具等整備資金の助成
- (7) 優良子ども会への記念品贈呈
- (8) 福祉教育振興基金助成事業

児童養護施設等で生活する児童及び里親委託児童が、高校又は大学等への進学や就職するために必要な経費の一部を助成し、児童の自立を支援します。

#### ① 修学資金

公立高校 月10,000円、私立高校 月15,000円、特別支援学校 月5,000円  
国公立・私立大学 月10,000円

#### ② 就学支援金

公立・私立高校・特別支援学校 100,000円  
国公立大学 400,000円以内、私立大学 600,000円以内

#### ③ 就職支度金 50,000円

### 2. 高齢者福祉事業の実施

高齢社会に対応し、在宅福祉の増進や高齢者の生きがいをづくりのための事業を展開していきます。

- (1) ひとり暮らし高齢者「ふれあい料理講習会」の開催（全10回、3ヶ所）
- (2) 高齢者介護者表彰の実施
- (3) 「敬老の日」祝品の贈呈
- (4) 老人クラブ活動への協力、助成
- (5) ひとり暮らし高齢者、要介護高齢者への援助及び支援体制の強化
- (6) 豊橋市高齢者福祉大会への協力
- (7) 高齢者福祉諸行事への参加協力

### 3. 障害者（児）福祉事業の実施

障害者の自立と社会参加を一層促進するため、当事者組織の活動を支援するとともに、ボランティアの協力を得ながらさまざまな地域福祉活動を実施していきます。



- (1) 福祉ボランティアの育成、支援
- (2) 障害児（者）とボランティアのつどいの実施
- (3) 在宅障害者なかよし料理講習会の開催（全 10 回）
- (4) おもちゃ図書館「なかよしライブラリー」の運営
  - ・総合福祉センター（月 2 回）
  - ・つつじが丘地域福祉センター（月 1 回）
- (5) 視覚障害者ガイドヘルプのコーディネート（ボランティア「かるがも」）
- (6) 肢体不自由者ガイドヘルプのコーディネート（ボランティア「渋茶倶楽部」）
- (7) とよはし障害者青年学級の開催（年 6 回）
- (8) 車イスセンターの運営
 

車イスの短期無料貸出事業を実施し、市民の一時的な福祉ニーズに対応します。  
 [貸出期間… 3 ヶ月以内で、必要に応じて 6 ヶ月まで延長]
- (9) リフトカーの貸出（3 台、対象…福祉団体等）
- (10) 障害者介護者表彰の実施
- (11) 「豊橋市障害者はたちのつどい」の共催、記念品の贈呈
- (12) 障害者福祉関係団体への助成及び諸行事への参加協力

#### 4. 豊橋市総合福祉センター等の管理運営

市民サービスの向上と効果的、効率的な管理に努め、地域福祉を推進するため拠点として運営します。

- |                        |                |        |
|------------------------|----------------|--------|
| (1) 豊橋市総合福祉センター「あイトピア」 | (前畑町 115)      | [指定管理] |
| (2) 豊橋市八町地域福祉センター      | (八町通五丁目 9)     | [指定管理] |
| (3) 豊橋市大清水地域福祉センター     | (大清水町字大清水 546) | [指定管理] |
| (4) 豊橋市牟呂地域福祉センター      | (牟呂町字内田 22-2)  | [指定管理] |
| (5) 豊橋市つつじが丘地域福祉センター   | (佐藤五丁目 22-16)  | [補助事業] |
| (6) 東部老人会館             | (中岩田五丁目 8-2)   | [補助事業] |

※指定管理期間 平成31年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（5 年間）

#### 5. 啓発及び広報活動

一般市民の社会福祉活動に対する理解・参加を得るため、広報・啓発活動の強化に努めます。

- (1) 「社協だより」の発行（年 3 回、全世帯配布）
- (2) 「社協のあらまし」、パンフレット等の作成
- (3) いきいきフェスタ 2020 の共催（会場：ライフポートとよはし）

多くの市民や学生、福祉関係者の参加や協力を得て、「市民福祉の日」（8 月 22 日）記念行事として開催し、講演や体験を通じてノーマライゼーションや福祉についての理解、ふれあいを深めていただきます。また、豊橋市社会福祉大会を開催し、豊橋市の社会福祉増進に貢献された方の顕彰を行います。

- (4) 「福祉についての書道・ポスター作品コンクール」の実施（小・中学生対象）
- (5) 「あいつピアでバリアフリー・ユニバーサルデザインを体験しましょう!!」を活用しての啓発
- (6) 報道機関等への協力依頼
- (7) 社会福祉への理解や関心を高めるための事業の実施

## 6. 共同募金運動の推進協力

地域福祉・施設福祉推進のため、共同募金運動に積極的に参加、協力していきます。

- (1) 共同募金運動に対する協力
- (2) 歳末たすけあい運動に対する協力

## 7. 事業財源の確保

地域住民の福祉ニーズに速やかに対応し、きめの細かなサービスを提供するために自主財源の確保に積極的に努めます。

- (1) ボランティア基金、福祉教育振興基金の造成
- (2) 基本財産の造成
- (3) 会員制度の拡充強化

- ① 特別会員 1口 1,200円
- ② 施設会員 1口 2,000円
- ③ 賛助会員 1口 600円
- ④ 普通会員 1口 200円

## 8. 収益事業

- (1) 白ヶ池会館売店の経営

※豊橋市斎場の再整備のため、令和2年度をもって事業終了予定。

## 9. その他社会福祉活動の推進上必要とされる事業

